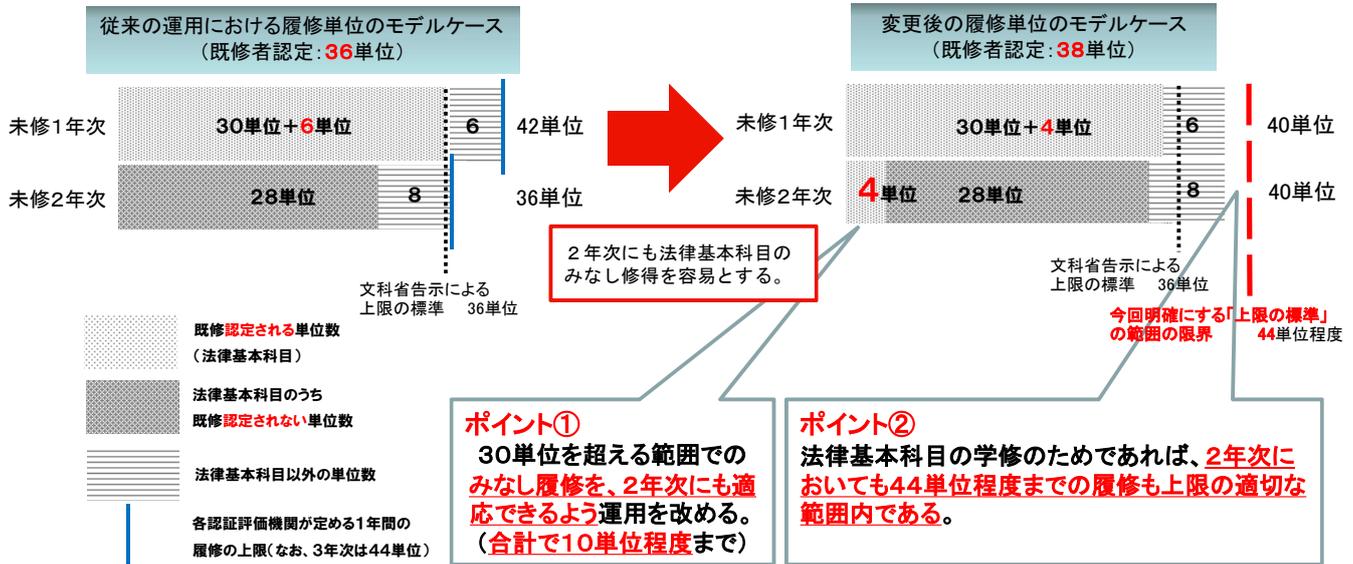


法律基本科目の配当年次の見直し等のイメージ

法学未修者教育の充実に向けて、各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。



【留意点】

- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
- 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価すること。

展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目(※)に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実としては妥当であると考えられる。

(例) 税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メディアエーション演習 エクステンション 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法社会学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	企業統治と企業金融 消費者法 金融担保法 民事執行・保全法 倒産法 倒産法演習 経済刑法 資本市場法 保険契約法 金融法特論 独占禁止法 経済法応用演習 経済法実務演習 外国独占禁止法 租税法基礎 租税政策
国際取引法 国際民事訴訟法 国際金融法 国際通商法 著作権法 国際知的財産法 特許紛争処理法 著作権法特殊講義 資産税法 企業税法 国際租税法 所得税法 環境法 比較環境法 環境法応用演習 捜査法 刑事証拠法 比較刑事手続 法社会学特殊問題 法社会学特殊問題	裁判外紛争処理 家族法特殊講義 労働法 労働法演習 労使紛争と法 医事法 医療と法 雇用差別と法 高齢者と法 子供と法 ジェンダーと法 外国人と法 社会保障法 社会保障法演習 不動産法特殊講義 刑事政策 犯罪学 少年法 自治体紛争法 国際人権法 国際経済法 行政紛争特別講義	選択必修4単位	選択必修22単位 4単位減 選択必修18単位
必修60単位 + 選択必修4単位 4単位増 必修60単位 + 選択必修8単位	必修6単位 + 選択必修4単位	必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 必修6単位 選択必修8単位 + 選択必修4単位 + 選択必修4単位 + 選択必修22単位 + 選択必修18単位 計100単位以上

現行の修了要件単位数

展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

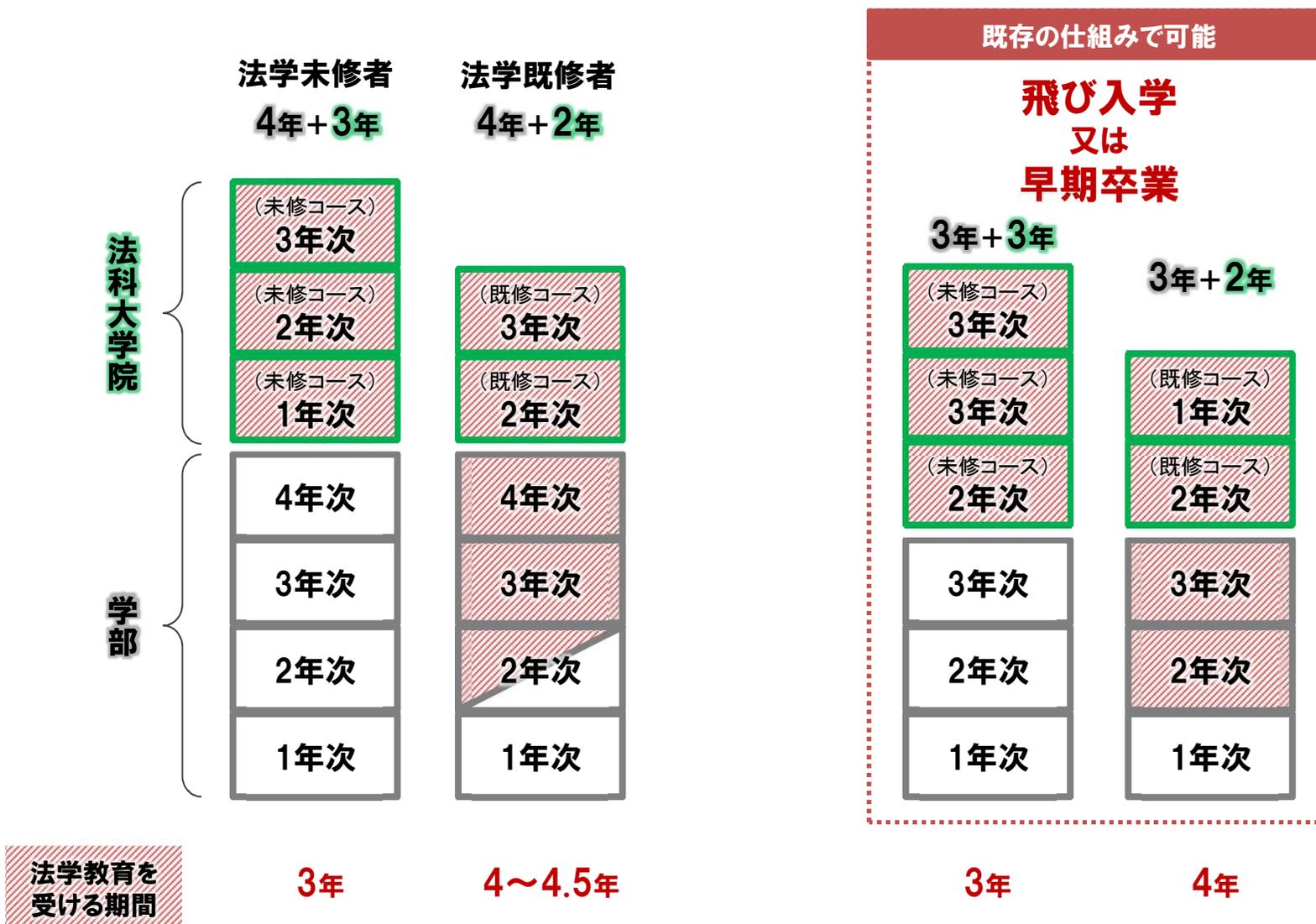
法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・外国法科目群	展開・先端科目群
必修60単位	必修6単位	必修60単位	必修6単位
選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修22単位
計100単位以上			

展開・先端科目に代えて法律基本科目を多く卒業要件単位数に認める

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・外国法科目群	展開・先端科目群
必修60単位	必修6単位	必修60単位	必修6単位
選択必修8単位	選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修18単位
計100単位以上			

(※) 上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。

飛び入学、早期卒業の活用イメージ



法学既修者と比較して課題が多い

司法制度改革審議会意見書の理想に近い司法試験合格率を達成

- ・ 法令に基づき、各法科大学院において入学者を選抜
- ・ 制度が十分に活用されていない

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について①

1. 入学状況について

- 「飛び入学」による入学の仕組みを持つ大学は、53大学（入学者の実績があるのは29大学）
「飛び入学」による入学者数は、計298人（既修者：36人、未修者：262人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）
- 「早期卒業」による入学者の実績がある大学は24大学
「早期卒業」による入学者数は、計223人（既修者：29人、未修者：194人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）

年度	入学者数 (A)	うち、「飛び入学」による入学者						うち、早期卒業による入学者					
		計 (B)	(%) (B/A)	既修者 (C)	(%) (C/A)	未修者 (D)	(%) (D/A)	計 (E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)
		平成16年度	5,767	20	0.35%	3	0.05%	17	0.29%	3	0.05%	0	0.00%
平成17年度	5,544	33	0.60%	4	0.07%	29	0.52%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%
平成18年度	5,784	46	0.80%	2	0.03%	44	0.76%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%
平成19年度	5,713	37	0.65%	3	0.05%	34	0.60%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%
平成20年度	5,397	42	0.78%	5	0.09%	37	0.69%	48	0.89%	4	0.07%	44	0.82%
平成21年度	4,844	38	0.78%	4	0.08%	34	0.70%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%
平成22年度	4,122	33	0.80%	7	0.17%	26	0.63%	34	0.82%	5	0.12%	29	0.70%
平成23年度	3,620	21	0.58%	2	0.06%	19	0.52%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%
平成24年度	3,150	10	0.32%	2	0.06%	8	0.25%	10	0.32%	3	0.10%	7	0.22%
平成25年度	2,698	18	0.67%	4	0.15%	14	0.52%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%
合計	46,639	298	0.64%	36	0.08%	262	0.56%	223	0.48%	29	0.06%	194	0.42%

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について②

2. 修了状況等について

※平成24年度修了者までの合計値

- 「飛び入学」により入学した者の標準修業年限修了率は、88.4%（既修者：93.3%、未修者：87.8%）
- 「早期卒業」により入学した者の標準修業年限修了率は、87.5%（既修者：91.3%、未修者：86.9%）

（参考）平成24年度に修了した者の標準修業年限修了率：68.2%（既修者：85.8%、未修者53.0%）

	「飛び入学」により入学した者の修了状況									「早期卒業」により入学した者の修了状況								
	入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率						入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率					
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成16年度	20	3	17	19	95.0%	3	100.0%	16	94.1%	3	0	3	3	100.0%	0	-	3	100.0%
平成17年度	33	4	29	30	90.9%	4	100.0%	26	89.7%	7	0	7	6	85.7%	0	-	6	85.7%
平成18年度	46	2	44	40	87.0%	2	100.0%	38	86.4%	9	1	8	8	88.9%	1	100.0%	7	87.5%
平成19年度	37	3	34	32	86.5%	2	66.7%	30	88.2%	29	1	28	26	89.7%	1	100.0%	25	89.3%
平成20年度	42	5	37	39	92.9%	5	100.0%	34	91.9%	48	4	44	45	93.8%	4	100.0%	41	93.2%
平成21年度	38	4	34	32	84.2%	4	100.0%	28	82.4%	39	5	34	34	87.2%	5	100.0%	29	85.3%
平成22年度	33	7	26	28	84.8%	6	85.7%	22	84.6%	34	5	29	27	79.4%	5	100.0%	22	75.9%
平成23年度	2	2	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	7	7	0	5	71.4%	5	71.4%	0	0.0%
合計	251	30	221	222	88.4%	28	93.3%	194	87.8%	176	23	153	154	87.5%	21	91.3%	133	86.9%

法科大学院生への経済的支援について

1. (独) 日本学生支援機構による奨学金

(1) 無利子奨学金

- ① 学力基準：大学及び大学院の成績が特に優れた学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が 389 万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間 100 万円【月 5・8.8 万円から学生が選択】
- ④ 返還期間：最長 20 年間
 - ・ 成績優秀者には返還免除制度（貸与終了者のうち、100 分の 30 が対象。そのうち上位 1/3 は全額免除。以外の 2/3 は半額免除）……平成 24 年度実績：530 人（法科大学院生）
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合 300 万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成 26 年度から制限年数を 5 年から 10 年へ延長）
- ⑤ 平成 24 年度貸与人員：3,190 人（法科大学院生（8,396 人）の約 38%）

(2) 有利子奨学金

（在学中は無利子、返還中は低利子（平成 26 年 3 月貸与終了者：年 0.82%（固定金利）、年 0.20%（変動金利）、上限年 3%））

- ① 学力基準：学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が 536 万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間 160 万円【月額 5・8・10・13・15・19・22 万円から学生が選択】
（注）19 万円又は 22 万円を選択できるのは法科大学院生のみ。
- ④ 返還期間：最長 20 年間
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合 300 万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成 26 年度から制限年数を 5 年から 10 年へ延長）
- ⑤ 平成 24 年度貸与人員：1,550 人（法科大学院生の約 18%）
- ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金：入学直後の貸与月額に増額可能
【10・20・30・40・50 万円から学生が選択】

※（1）及び（2）については、貸与基準を満たす希望者全員に貸与している。

2. 授業料減免

○ 平成 26 年度支援規模

- ・ 国立大学は学部・修士・博士で 5.4 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置
- ・ 私立大学は学部・院を合わせて 3.9 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置

○ 予算額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	225 億円	254 億円	281 億円	294 億円
私立大学	49 億円	58 億円	70 億円	81 億円

○ 対象人数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	4.2 万人	4.8 万人	5.2 万人	5.4 万人
私立大学	3.3 万人	3.5 万人	3.7 万人	3.9 万人

3. 各法科大学院における独自の奨学金制度等

(A) 法科大学院生のみを対象とした独自の経済的支援制度を設けている法科大学院：60 校（約 82%）

- － うち給付型制度を設けている法科大学院：46 校（約 63%）
- － うち減免型制度を設けている法科大学院：21 校（約 29%）
- － うち貸与型（無利息）制度を設けている法科大学院：10 校（約 14%）
- － うち貸与型（有利息）制度を設けている法科大学院：3 校（約 4%）

(B) 上記以外に、法科大学院生も利用可能な経済的支援制度を設けている法科大学院：54 校（約 74%）

※上記は平成 25 年度実績（全 73 校）。

なお、少なくとも（A）又は（B）の一方に該当する法科大学院は 72 校（約 99%）。

**各法科大学院における独自の奨学金制度等の例
(平成25年度)**

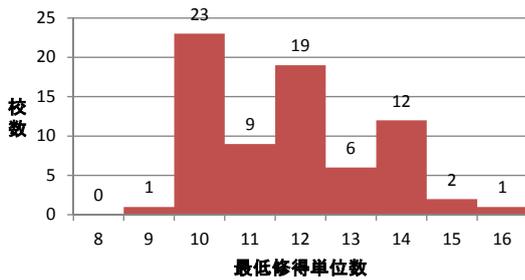
	対象者	選考条件	貸与等月額
国立A大学 入学定員 240名	①25年度4月入学者(10名) ②24年度からの継続者(欠員募包含む)(15名)	①25年度に法科大学院(法曹養成専攻)に入学した者で来年度も在学を予定している者 ②24年度に受給していた者。25年度の欠員募集は「3年次既修」を対象として募集	給付 月80,000円
私立B大学 入学定員 230名	①入学試験優秀者(20名) ②原級留置者を除く全ての在學生 ③4名	①入学試験優秀者 ②原級留置者を除く全ての在學生 ③人物・学業成績共に優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難な者。	①減免 標準授業料全額 ②給付 400,000円 ③給付 500,000円
私立C大学 入学定員 35名	①法科大学院生(各学年12名) ②法科大学院生(各学年10名) ③法科大学院生(各学年7名) ④法科大学院生(各学年10名) ⑤法科大学院生(希望者) ⑥法科大学院生(希望者)	①各学期の成績優秀者 ②人物、入試成績、経済 ③入学試験の成績優秀者 ④人物、入試成績 ⑤希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内) ⑥希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内)	①給付 半期30万円 ②給付 年額30万円 ③減免 年額100万円 ④給付 年間30万円 ⑤貸与(無利息) 月額5万円 ⑥貸与(有利息) 上記、貸与奨学金で足りない場合のみ、月額6、7、8、9、10万円から選択。なお、5万円までは無利子
私立D大学 入学定員 270名	①本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(20名上限) ②本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(150名上限) ③本研究科に前年度在籍し、第一種および第二種特別給付奨学金の非対象者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者で法務研究科に在学する者 ⑤法曹として将来活躍が期待される本研究科に在籍する学生(20名程度)	①本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ②本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ③本研究科における一定期間の学業成績が特に優秀と認められる者の中から選考した者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者で法務研究科に在学する者 ⑤本研究科に在学し当該年度末に修了予定の者で、GPAが2.90以上かつ翌年度の司法試験に出願した者	①給付 入学金を除く学費相当額(年間170万円) ②給付 入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円) ③給付 学費相当額の半額(年間85万円) ④給付 私立大学等経常費補助金における各年度の交付基準に基づき、学校法人が別に定める金額(年間34万円 ※H24年度実績) ⑤給付 30万円
私立E大学 入学定員 30名	①2名を上限	①入学試験の成績及び面接により選考し、奨学金を貸与。また、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間就任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除。	①貸与(無利息) 学費相当額を限度として最短修業年限の貸与金

法律実務基礎科目の現状について①

調査基準日：平成25年4月1日

1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

○ 各法科大学院において、法律実務基礎科目として平均約12単位の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10~14単位数に設定している大学が大半を占めている(計69校))

※全73大学中の約95%

2. 担当教員について

○ 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修：333科目、選択必修科目：296科目、選択科目その他：181科目)

○ 上記の必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

○ 上記の選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

○ 上記の選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

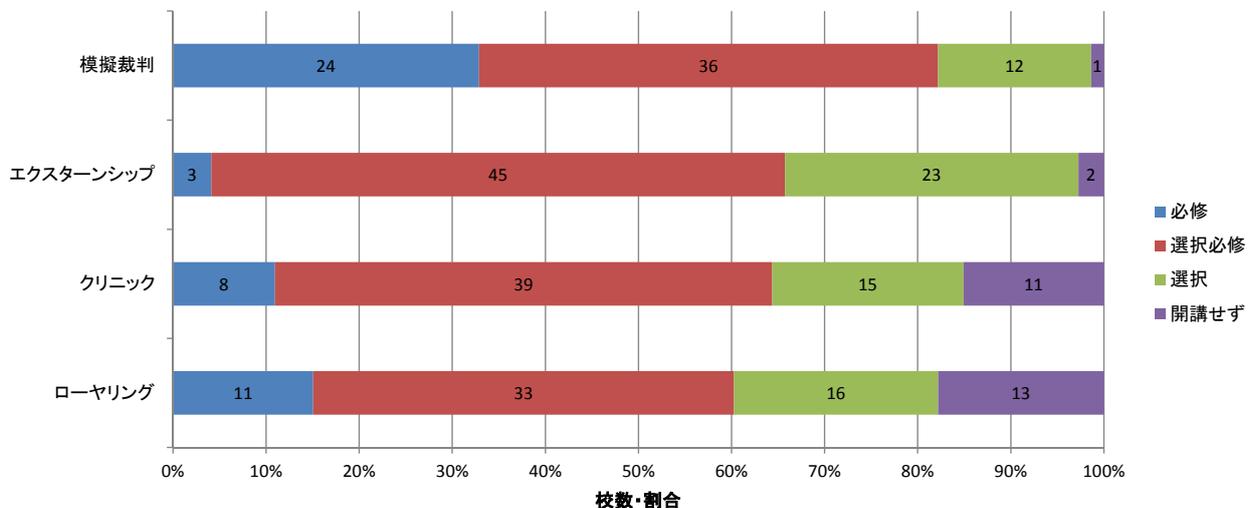
(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

法律実務基礎科目の現状について②

調査基準日：平成25年4月1日

3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

○ 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

継続教育の実施状況について①

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、**51大学**
(うち、**調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学**)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

継続教育の実施状況について②

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

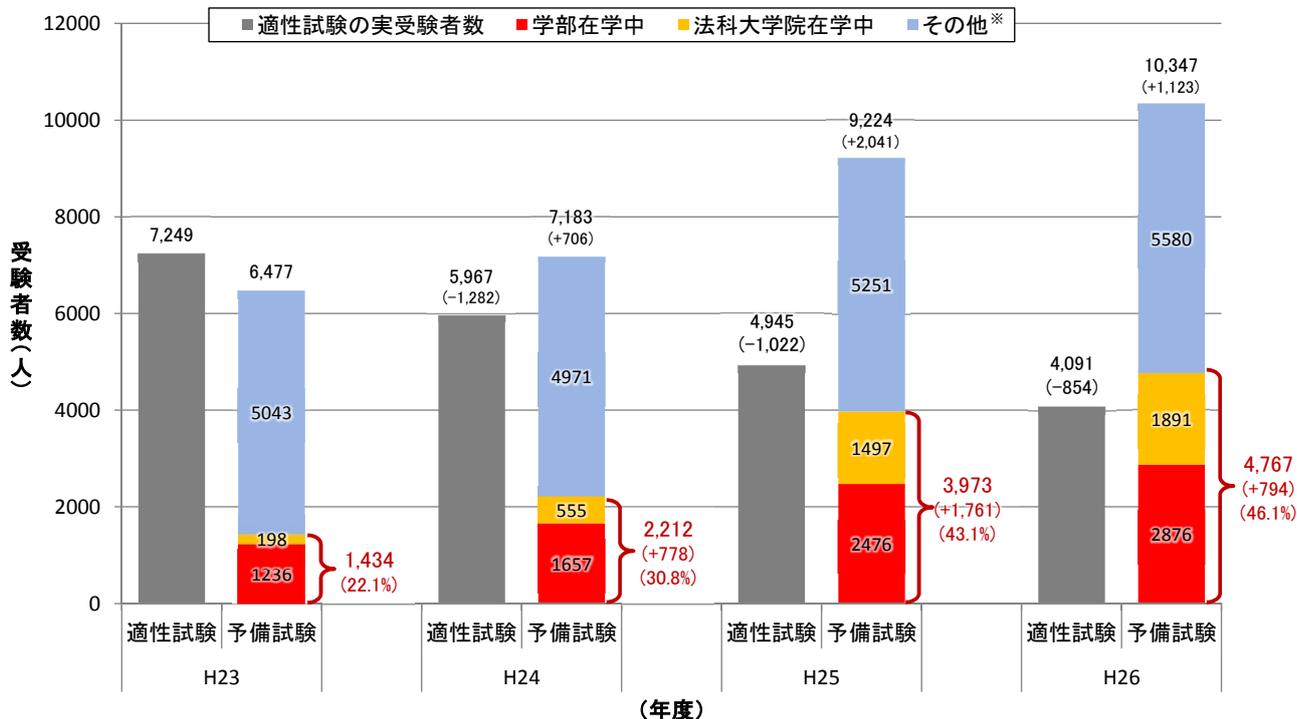
- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

- 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。

適性試験受験者数と予備試験受験者数の推移

- 適性試験の実受験者数は減少傾向にある一方、予備試験の受験者数は増加傾向にある。
- 予備試験の受験者の増は、大学在学中及び法科大学院在学中の受験者の増によるものである。



予備試験受験者数・合格者数の推移

- 受験者については、学部在学中及び法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。
- 合格者については、学部在学中の者の割合はほぼ一定であるが、法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。

